

陳 情 文 書 表

陳情番号	平成26年 第3号		
受理年月日	平成26年10月7日		
件名	平成27年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情書		
		陳情者	特定非営利活動法人 神奈川腎友会 会長 岸上 武志
陳情の要旨	<p>神奈川県が平成20年に変更した要綱により、医療窓口での一部負担金の導入と65歳以上で新たに障害者となった方の制度適用除外が各市町村へ移譲された。透析者は少ない年金収入に頼って生活する者が多く、個人負担が増えることは大変困難であることから、県に障害児者・透析者を配慮した予算策定を求めるため陳情する。</p>		

平成 27 年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情書 6

〈陳情要旨〉

平成 27 年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度継続について、障害児者が負担なく医療が受けられるよう陳情申し上げます。

〈陳情理由〉

神奈川県は平成 20 年に県要綱を変更し、医療窓口での一部自己負担金（通院¥200／1 回、入院¥100／1 日）の導入と、65 歳以上で新たに障害者となった方の制度適用除外を各市町村に委譲されました。また、平成 21 年 10 月から前記 2 条件に加えて所得制限を追加実施するに至っています。

私たち透析者は、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、高額療養費特例 3 特定疾病療養受療者として、1 ヶ月の自己負担限度額が 10,000 円、上位所得者にあっては 20,000 円と負担軽減措置が図られていますが、年齢制限導入によって 65 歳以上で透析を導入した場合の助成が無くなると、日常生活は大変厳しい事になります。代わりに透析者は「後期高齢者医療保険の 75 歳から適用」を前倒しで「65 歳から適用」と言われておりますが、透析以外の治療費は 1 割負担になり、金額的に高額な治療もあり透析者には大変な負担です。

加えて、透析治療へ月 13 回往復の通院費や透析中の食事代の自給的負担があり、健康保険料、県・市民税、介護保険料などの支払いがあります。これ以上の個人的負担が増えるのは大変に困ります。

神奈川県は市町村への補助金を削減あるいは廃止するなど、市町村の財政が切迫した状況も理解しておりますが、敢えて、私たち障害児者・透析者が負担なく医療が受けられるよう、平成 27 年度の予算策定を陳情申し上げます。

平成 26 年 10 月 7 日

箱根町議会議長 西村和夫 様

代表陳情者 〒256-0816 小田原市酒匂 2 - 24 - 11
電話 0465 - 47 - 9395
小田原西湘腎友会
会 長 岩崎健

陳情者 〒221-0834 横浜市神奈川区台町 1 - 8
ウェイサイドビル 504 号
電話 045 - 321 - 4621
特定非営利活動法人 神奈川県腎友会
会 長 岸上武志